

税務上加減算項目

諸会費 (Club Dues)

諸会費 (Club Dues) の支払いは、原則的に損金算入不可となる。(内国歳入法 274 条) この原則は、事業用 (Business)、社交上 (Social)、運動 (Athletic)、スポーツ (Sporting)、航空会社 (Airline)、ホテル (Hotel) などのクラブ会費を含む。ただし、専門業 (Professional) や公共 (Public) サービスを提供する団体 (Organization) に支払われた会費のうち、その支払い内容が事業に関するもので、その団体の主要な目的が、会員のための接待 (Entertainment) ではなく、また、パーティーなどを催すための施設使用料 (Access to Entertainment Facilities) でもない場合に限り、損金算入を認めている。

在米日系企業の多くが計上する会費科目は、次のように分類される。

1. 商工会議所 (Chamber of Commerce)
2. ビジネス関連の団体 (Organization related to Business)
3. 専門業協会 (Professional Association)
4. 慈善及び教育団体 (Charitable and Educational Organization)
5. 社交目的の団体 (Club organized for Social Purposes)
6. ゴルフやスポーツクラブ (Golf and Sports Club)

上記のうち、項目 5 と 6 に分類される会費は主に娯楽、接待及び社交がその目的のため、損金算入が不可となる。項目 4 は寄付金として計上される場合が多いので、通常は寄付金 (Donation or Charitable Contribution) 科目に科目修正計上 (アメリカ法人税実務マニュアル Chapter 2, 2-B-b 参照) する。項目 1 と 2 は広く一般的に、事業のためと考えられるので、損金として取り扱える。(原則的には損金算入不可扱いの「事業用」の概念とは、別と考える。) 項目 2 に含まれるものとしては、会計協会 (Accounting Association) やロータリークラブ (Rotary Club) などで、事業に直結した団体と考えられる。また、項目 3 としては、例えば、洋服の製造を事業に営む企業が、洋服業協会などに所属する場合の会費がこれに該当する。

商用贈答品 (Business Gifts)

事業用の贈答品費は、年間受取者 1 人あたり \$25 までの損金算入に限定されている。その内、明らかに宣伝広告目的のための品目で、1 つあたりの単価が \$4 以下のもの、また、商用施設において配布された宣伝用景品などは、商用贈答品として扱われない。1 人あたり \$25 を超える商用贈答品の金額は、税務上加算の対象となるため、WP において計算が必要になる。

1. 小切手発行番号または振替伝票番号
2. 受取者 (受取団体) 名
3. 購入個数
4. 単価
5. 購入金額
6. 損金算入可能金額
7. 科目修正計上金額
8. 損金不算入金額

未実現外国為替差損益 (Unrealized Foreign Exchange Gain (Loss))

米国法人の場合、次の 2 種類の外貨換算の必要性が考えられる

1. 米国外子会社の外貨換算財務諸表のための外貨換算
2. 外貨取引に伴う外貨換算

上記項目 1 は、外国為替換算調整として、貸借対照表の資本の部の項目である「その他包括利益 (Other Comprehensive Income)」として報告される。項目 2 の外貨取引は、損益計算書の外国為替差損益として計上される。この損益計算書項目は、既に課税年度中に実現した (Realized) 損益部分と決算日時点では取引日が到来していない未実現損益 (Unrealized Gain/Loss) に分類される。当該未実現損益は、課税年度末時点の換算レートで換算された未払いまたは未収損益として計上され、当期の税務上加減算項目として修正が必要となる。